

令和6年葛巻町議会12月会議 会議録

令和6年12月24日（火）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・町民憲章朗唱

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 議案第48号～第53号 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第2 議案第48号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）

日程第3 議案第49号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第50号 令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第51号 令和6年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第52号 令和6年度葛巻町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和6年葛巻町議会12月会議 会議録（第1号）						
告 示 年 月 日	令和6年12月21日（土）					
再 開 年 月 日	令和6年12月24日（火）					
会 議 の 場 所	葛巻町役場					
会 議 年 月 日	令和6年12月24日（火） 開議10時00分 散会10時36分					
議員出席状況 （凡 例） ○ 出 席 △ 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無
	1	竹 花 結	○	6	姉 帯 春 治	○
	2	深 澤 進	○	7	高 宮 一 明	○
	3	藤 岡 徹	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	柴 田 勇 雄	○	9	山 崎 邦 廣	○
	5	山 岸 はる美	○	10	鈴 木 満	○
会議録署名議員	3 番	藤 岡 徹		6 番	姉 帯 春 治	
会 議 の 書 記	議会事務局長	松 尾 さゆり		議会事務局長補佐	金 子 桂 子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男		
	副 町 長	觸 澤 義 美		
	教 育 長	石 角 則 行		
	政 策 秘 書 課 長	波 紫 徳 彰		
	総 務 課 長	松 浦 利 明		
	会 計 管 理 者 兼 住 民 会 計 課 長	坂 待 典 子		
	健 康 福 祉 課 長	大 石 和 人		
	地 域 整 備 課 長 兼水道事業所長	和 野 康 弘		
	病 院 事 務 局 長	服 部 隆 行		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長（鈴木満君）

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和6年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長（松尾さゆり君）

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長（鈴木満君）

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和6年葛巻町議会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達

していますので、会議は成立しました。

なお、会議日程は、本日1日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、藤岡徹議員及び6番、姉帯春治議員を指名します。

次に、日程第2、議案第48号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）から日程第7、議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの6議案を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第53号までの6議案を一括議題とすることに決定しました。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お疲れさまでございます。それでは、順次提案理由の説明をさせていただきます。

議案集及び議案資料をご準備願います。議案集1ページをお開き願います。議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明をさせていた

だきます。議案資料3ページをお開き願います。
改正の趣旨でございますが、人事院の勧告を受け、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されましたことに伴い、当町におきましても国に準拠した内容で所要の整備をしようとするものでございます。

被改正条例でございますが、4つの条例を改正するもので、第1条及び第2条で一般職の職員の給与に関する条例を、第3条及び第4条で議会の議員報酬等に関する条例を、第5条及び第6条で常勤特別職の職員の給与に関する条例を、第7条で地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をそれぞれ改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、医師に係る初任給調整手当を1,000円引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を合わせて0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を合わせて0.05月分それぞれで引き上げるとともに、寒冷地手当を最大で2,000円引き上げるほか、民間給与との格差解消を図るため、初任給を2万1,400円引き上げ、若年層に特に重点を置いて給料月額を1級で平均11.1%、2級で7.6%と大幅に引き上げるほか、全体平均で3.0%の引上げなどの改正でございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一

部改正では、子供の扶養手当を引き上げる一方で、配偶者の扶養手当を引き下げるほか、単身赴任手当の支給要件の緩和、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する住居手当、寒冷地手当の支給、第1条で引き上げた12月期の手当を6月期と12月期に均等に配分し直すための改正などであります。

第3条、議会の議員の議員報酬等に関する条例及び第5条、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、12月期の期末手当の支給月数を0.05月分それぞれ引き上げるものでございます。

第4条、第6条による改正では、第3条、第5条により引き上げました12月期の期末手当を6月期と12月期に均等に配分し直すための改正でございます。

第7条による改正では、令和5年3月に制定した条例の附則で規定しておりました経過措置のうち、今般の人事院勧告により、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して住居手当、寒冷地手当の支給が可能となりましたことから、所要の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでありますが、第1条による改正規定中、第10条の7、第20条の2、別表1、別表2及び別表4の改正につきましては令和6年4月1日から、第1条による改正規定中、第18条及び第19条の改正につきましては令和6年12月1日からそれぞれ適用するほか、第2条、第4条、

第6条及び第7条の改正規定につきましては令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

続きまして、議案第48号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第48号、令和6年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,500万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ79億92万4,000円とするものでございます。今回の補正予算は、給与費の改定と国の補正予算に対応した物価高騰対策の2点でございます。

初めに、給与費についてご説明申し上げます。給与費につきましては、先ほど議案第53号で条例改正の説明がありました人事院勧告に係る給与改定と、令和6年度の人事異動によるものでございます。

27ページをお願いいたします。特別職でございますが、全体で33万5,000円の増額となるものでございます。

28ページをお願いいたします。一般職でございますが、一番上の総括表が会計年度任用職員を含

めた全職員の補正額で、合計が1,002万8,000円の増となるものでございます。

その2つ下の表、アでございますけれども、会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員の補正額で、合計が711万9,000円の増となるものでございます。

この表の給与費583万5,000円の内訳でございますが、30ページの上の表を御覧ください。人事院勧告に係る給与改定分が給料で1,260万9,000円、職員手当で862万8,000円の増となっておりますが、4月の人事異動等によりまして、給料で1,954万5,000円の減、職員手当で361万1,000円の増となっております。トータルでは先ほどの表の583万5,000円の増と一致するものでございます。

続きまして、国の補正予算に対応いたしました物価高騰対策についてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、価格高騰重点支援給付金給付事業3,591万4,000円でございますが、さきの臨時国会で成立した国の補正予算に対応するものでございまして、物価高の克服対策として、住民税非課税世帯に対して1世帯3万円、このうち高校生以下の児童がいる世帯には、児童1人当たり2万円を加算して支給するものでございます。

なお、現時点で歳入が確定しておりませんので、一旦町単独事業として予算措置するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ペ

ージをお願いいたします。今回の補正予算では、歳出の給与費で約1,040万円、それから給与費に係る国保会計繰出金等が約1,000万円、物価高騰対策が約3,590万円となりまして、歳入に対して歳出が4,730万円ほど超過いたしましたので、歳入におきまして財政調整基金4,500万円を繰り入れるとともに、歳出の予備費を228万1,000円減額して調整したところでございます。

一般会計は以上でございます。

続きまして、議案第49号をご説明申し上げます。国保会計予算書をお願いいたします。議案第49号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ8億4,050万2,000円とするものでございます。

6ページと7ページをお願いいたします。今回の補正予算は給与費に係るものでございまして、会計年度任用職員1人を含む職員4人の給与費について105万8,000円の増額となるもので、この財源といたしまして、全額一般会計からの繰入金を見込むものでございます。

国保会計は以上でございます。

議長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（服部隆行君）

続きまして、議案第50号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回は、人事院勧告によります給与費の補正となっております。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出でございますが、第1款病院事業費用を1,095万3,000円減の11億8,569万3,000円とするものでございます。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を309万7,000円増の5億3,721万8,000円とするものでございます。

4ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表並びに給与費明細書につきましては、今回の補正額を基に調整を行ったものでございますので、お目通しをいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘君）

続きまして、議案第51号、令和6年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、人事院勧告及び職

員の異動事由による給与費の補正となっております。

初めに、1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出です。収入でございますが、第1款水道事業収益を21万6,000円減の1億5,963万8,000円とするものでございます。支出でございますが、第1款水道事業費用を132万4,000円増の2億227万5,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては128万2,000円増の3,257万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、他会計からの補助金につきましては、予算第8条中639万1,000円を617万5,000円に改めるものでございます。

6ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表、給与費明細書につきましては、今回の補正額を基に調整を行ったものでありますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号、令和6年度葛巻町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、人事院勧告による給与費の補正となっております。

初めに、1ページをお願いいたします。第2条、

収益的収入及び支出です。支出でございますが、第1款下水道事業費用を88万7,000円増の1億6,046万1,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、88万7,000円増の410万1,000円とするものでございます。

4ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表、給与費明細書につきましては、今回の補正額を基に調整を行ったものでありますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号から議案第53号までの6議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議案第48号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田議員。

4 番（柴田勇雄君）

27 ページ以後の給与費明細書全般についてでお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の給与改定、しばらくぶりの給与改定で増額になっているということのようでございますが、給与改定後の額で計算した場合ですが、一般行政職の最高号給者と常勤特別職の給与とのバランス状況について、どのような感じになってくるのか。差がどのぐらいの開きがあるのか。そういったようなバランス的なものはどのような状況なのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お答えいたします。常勤職員の最高号給者と特別職との比較ということでございますが、三役のうち教育長の額が一番低いのでございますが、その教育長と課長の中の最高 5 号給者との比較をしますと、年間で 100 万円ほど常勤職員のほうが低いというような状況となっております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4 番（柴田勇雄君）

分かりました。一定のバランスが必要かと思っておりますが、常勤特別職の給与等についてのこ

ういったような改定のお考えはないのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

常勤特別職の報酬の改正の予定がないかということですが、現在の状況を少し説明させていただきたいと、このように思います。

特別職につきましては、平成 8 年の 10 月に改正をしております、それまで定期的に引上げされてきたところでありますが、平成 15 年の 7 月以降でありますけれども、行財政改革等々があったわけですが、そうした状況の中で当町の財政状況も鑑みながら、平成 19 年の 7 月までに 4 回ほど引下げをしてきたところであります。

あわせて、議会議員におきましても、平成 16 年 4 月からであります、平成 19 年の 12 月までの 2 度にわたっての引下げを行いました、平成 20 年の 1 月には 1 度の引下げ水準に戻すといえますか、そういう改正もしておりますし、それから平成 27 年 4 月以降、引上げ前の状況から、これは平成 8 年から比較した場合の状況であります、9.4%ほど改正としてはしてきたところであります。

特にも議員の皆様方におきましては、10 人という本当に少ない人数の中で、しかも最近多くの議会の関連する対応というのが大変多くなってき

ていると、そのようにも考えておりました、そういう中ではありますが、今後併せて見直しもしていかなければならないといえますか、そういう状況にもあるとも感じておるところであります。

先ほど特別職の状況がありましたので、申し上げますが、特別職のほうにつきましても平成27年の4月の改正によりまして、平成8年の状況にはまだ届いておりませんが、98%ぐらいというようなことで、そういう状況にあるという現状でもあります。

そうした状況でありますから、今後の状況であります。それ以外の委員の方々の報酬につきましても、県の平均額に届いていないといえますか、そういう状況も見られるところでもありますので、改めまして他の市町村の状況等も鑑みながら、今後そういう状況等も踏まえてであります。状況を見ながら、その改正については慎重に判断してまいりたいと、このように思っております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

中身については分かりました。高い部分については、そう問題はないかと思っておりますが、県下の状況を見て、低い分については、非常勤の特別職の方々についても、それなりの対応が必要ではないのかなと思っておりますので、これは新年

度に向けた一つの重要な人件費の在り方になるかと思っておりますので、十分ご検討をというふうなことで、この質問をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第48号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 49 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 49 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 50 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 50 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、令和 6 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 51 号、令和 6 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 51 号、令和 6 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 6 年度葛巻町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 52 号、令和 6 年度葛巻町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 52 号、令和 6 年度葛巻町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 53 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 53 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

これで令和 6 年葛巻町議会 12 月会議を終了します。お疲れさまでした。

（散会時刻 10 時 36 分）